

単位互換に関する実施要項

(実施学部、学科及び専攻科)

- 1 単位互換は、次に掲げる大学及び短期大学並びに高等専門学校（以下「大学等」という。）の学部、学科及び専攻科で実施する。

福井大学	教育学部 医学部 工学部 国際地域学部
福井県立大学	経済学部 生物資源学部 海洋生物資源学部 看護福祉学部 恐竜学部 地域政策学部
仁愛大学	心理学部 ビジネスコミュニケーション学部 栄養・子ども学部
仁愛女子短期大学	生活科学学科 幼児教育学科
福井工業高等専門学校	専攻科
福井工業大学	工学部 環境学部 経営情報学部 スポーツ健康科学部
敦賀市立看護大学	看護学部
福井医療大学	保健医療学部

(履修科目及び単位数)

- 2 (1) 特別聴講学生が履修できる授業科目は、受入大学等が定め、他の大学等へ通知する。
(2) 特別聴講学生が互換できる単位数の上限は、各大学等において定めるところによる。

(特別聴講学生の受入手続等)

- 3 (1) 特別聴講学生を志願する学生は、派遣大学等の定める期間に手続を行う。
(2) 派遣大学等は、希望学生を授業科目ごとに取りまとめ、受入大学等の長又は当該部局の長へ受入を依頼する。
(3) 受入大学等は、受入の可否を派遣大学等へ通知する。
(4) 派遣大学等は、出願学生に速やかに受入の可否を通知する。

(ガイダンスの実施)

- 4 (1) 派遣大学等は、希望学生に対するガイダンスを行う。
(2) 受入大学等は、特別聴講学生に対するガイダンスを行う。

(「特別聴講学生証」の発行)

- 5 受入大学等は、特別聴講学生証を発行する。

(履修期間)

- 6 特別聴講学生としての履修期間は、履修する授業科目の開設年度又は開設学期とする。

(試験の実施方法)

- 7 (1) 試験等の実施については、受入大学等の定めるところによる。
(2) 派遣大学等と受入大学等の試験日時が重複した場合は、受入大学等の授業科目の試験を優先させるものとする。

(成績の通知、管理及び成績証明書の発行)

- 8 (1) 受入大学等は、特別聴講学生の成績を派遣大学等へ通知する。
(2) 受入大学等は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。
(3) 成績証明書は、原則として派遣大学等が発行する。なお、特別な場合は、受入大学等においても発行することができる。

(施設等の利用)

9 特別聴講学生が履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

(特別聴講学生に係る通知)

10 (1)派遣大学等は、派遣学生が休学、退学等をした場合は、受入大学等に連絡する。

(2)受入大学等は、特別聴講学生が履修している授業の変更、試験日程等について、派遣大学等に連絡する。

(実施連絡協議会)

11 本実施要項による単位互換を円滑に実施するため、実施連絡協議会を置く。

(改正)

12 本実施要項の改正は、各大学等の教務担当責任者間の協議により行う。

附則(平成 16 年 3 月 29 日)

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 21 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年 6 月 30 日)

この要項は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年 3 月 31 日)

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 3 月 31 日)

1 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要項施行の際、現に福井医療短期大学に在籍する者の、単位互換に関する実施については、なお従前の例による。

附則(令和8年3月6日)

この要項は、令和8年4月1日から施行する。